

## 【 行 動 指 針 】

「千防設理念」の実現に向けたあらゆる協会活動の精神たる「行動規範」を示しましたが、その実践において遵守すべき「行動指針」としては、以下の通りとする。

### 1. 関係先第一主義

常に関係先の立場となり、望まれる最善のサービスを提供し、それによって得られる信頼を大切にす。

### 2. 秘密を守る義務

関係先や関連機関から数多くの保護すべき情報を業務上保有しており、その管理には厳重な注意を払い、秘密を守る。

### 3. 金銭などにおける倫理義務

関係先や関連機関などから信頼が得られるよう、金銭などの利益享受は公正で、透明性の確保されたものでなければならない。

### 4. 人権の尊重

社会の人々、協会員を個として尊重し、協会活動において一切の差別を行なわない。

### 5. 社会との連携と協調

社会や関連機関や顧客などとの連携と協調を図り、地域社会のより良い環境づくりに貢献する。

### 6. 地域社会への責任

地域社会の一員であることを自覚し、反社会的行動とは断固対決し、良き協会員としての市民活動に努める。

### 7. 法令の遵守

法令を守り公正で自由な活動に心がけ、適法な事業活動を行い誠実に行動することが求められる。

### 8. 良きチームワーク

より良い人間関係づくりに努め、明るくお互いを尊重し、スキルアップを図る。